

ID: 198

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	変更等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例施行規則 第10条(第16条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	令和7年規則第11号		
<b>【基準】</b>			
第10条の規定による。 (許可事項)			
第10条 テナント利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の許可を受けなければならない。			
(1) 利用許可に係る事項を変更しようとするとき。			
(2) テナント施設を1月以上利用しないとき。			
(3) テナント施設に模様替えその他工作を加えようとするとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が別に定める事由に該当するとき。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日